

協力家庭募集中

Q: ショートステイってなに？

A: 保護者の入院、出産、介護などで、昼夜を通して児童を養育する方がいないときにお子さんを宿泊でお預かりする制度です。

Q: 協力家庭ってなに？

A: 一般家庭で、ショートステイの宿泊先としてご協力いただく家庭です。

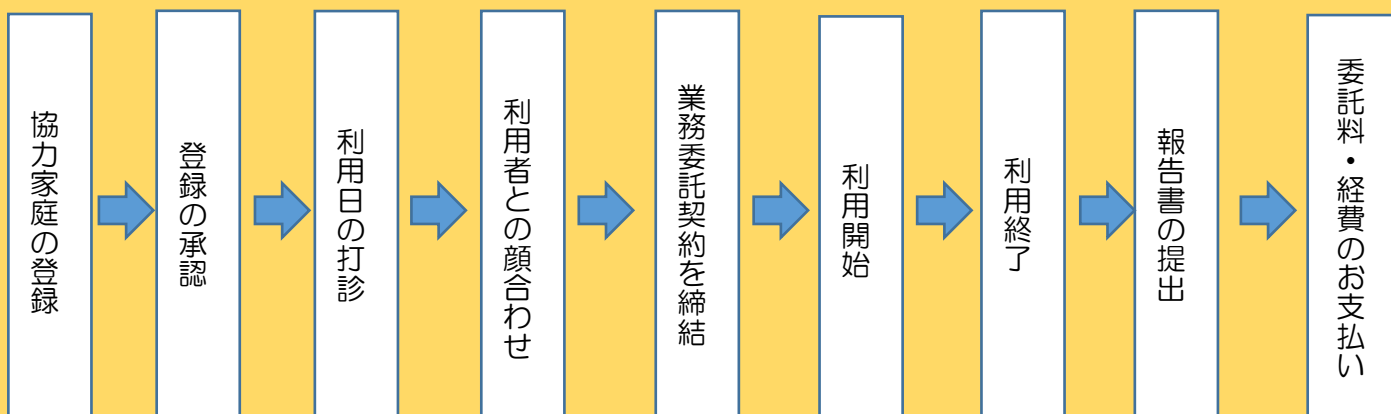
Q: どこに問い合わせたらいいの？

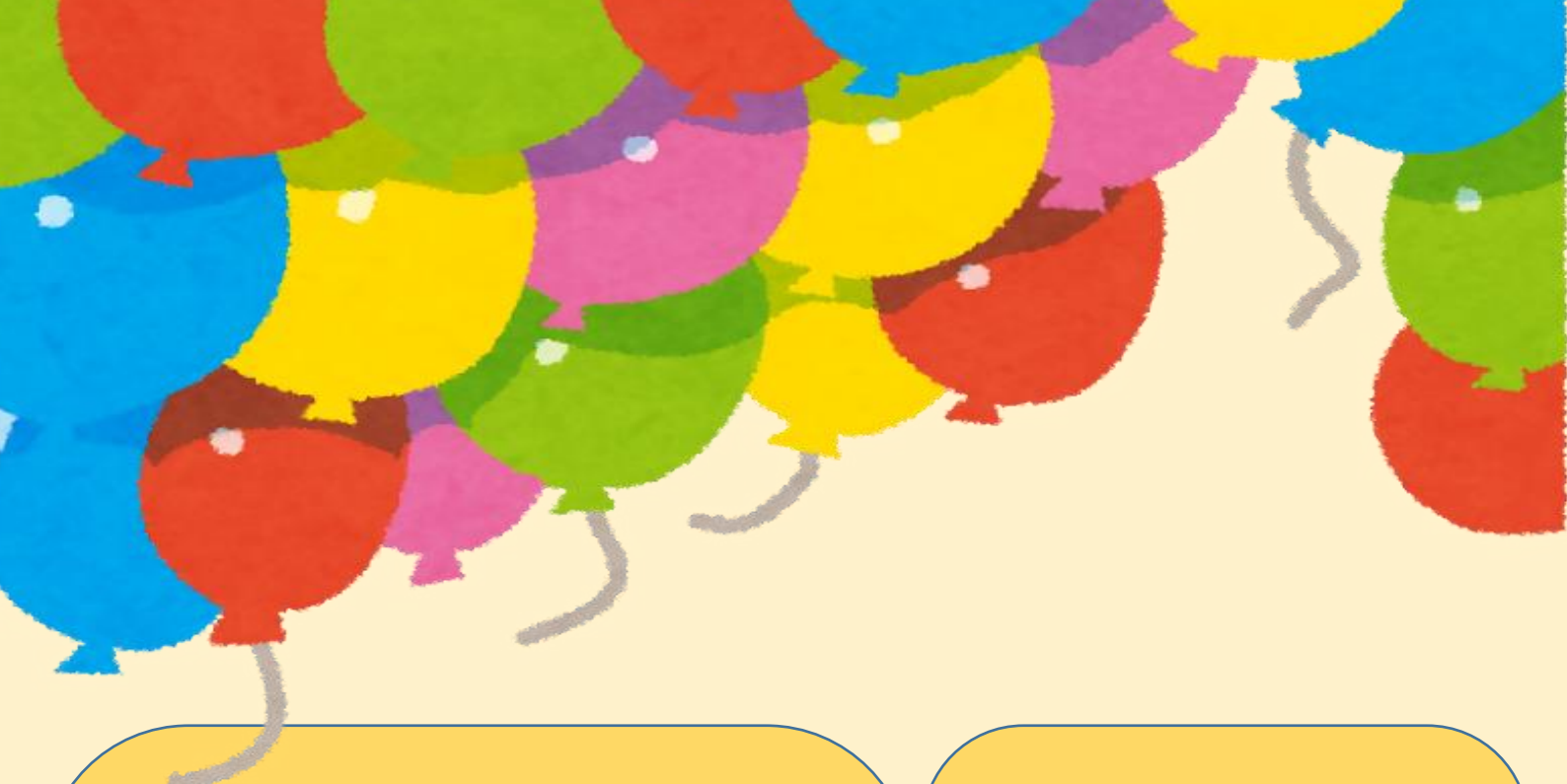
A: 中央区子ども家庭支援センターにご連絡ください。

Q: 何歳くらいのお子さんを預かるの？

A: 2歳から12歳のお子さんです。

【活動までの流れ】





『協力家庭になっていただける方』

（以下全てを満たす方）』

- ①区内に住所を有し、子どもの養育を行う方（以下「代表者」という。）の年齢が25歳以上であり、かつ、心身ともに健康であること。また、子どもを養育した経験があること又は保健師、看護師、保育士その他子どもの養育に関わる資格があること。
- ②子どもの受入れについて承認している20歳以上の方（以下「補助者」という。）と同居していること。
- ③補助者以外に代表者と同居する方がいるときは、当該同居する方全員が子どもの受入れを承認していること。
- ④代表者の住居が子どもを養育することに適切であると区長が認める広さを有していること。
（例：2室10畳以上の広さ）

『業務内容』

- お子さんの年齢に応じた身の回りの世話（食事提供、衣類の洗濯、寝具等の準備、入浴の準備）
- 学習、遊びの手助け
- 通園、通学の準備や送り迎え
- 緊急時の対応（受診介助も含む）

協力家庭での宿泊は最大2泊3日です。
委託料の支払いがあります。



『問い合わせ先』

中央区立子ども家庭支援センター

住所：中央区明石町12-1 4階

電話：03-3542-6322

時間：9時から17時（祝日、年末年始を除く）